

# 令和7年度（運動・文化）部活動の方針

## 目標

中学生期は心身共に成長が著しい時期である。この時期に生徒の意欲や興味・関心に基づいて部活動を設置し、活動させることは学校生活に活気・潤い・変化を持たせ、諸活動を一層充実・発展させるためにも、また、生徒の個性・能力の開発・伸長を図る上でも大切なことである。そして、部活動は、本校が目指す主体的に課題（問題）を解決することによって意識や実践力が高まる「自ら学び高めゆく」ための具体的実践の場としても位置づけられる。そのために、本校においては直接的・間接的に全校生徒・職員が一丸となって部活動に何らかの関わりを持って運営されるものとし、本校教育活動の一環として、相当の計画に基づいて行うものとする。

- (1) 興味・関心を同じくする友と運動や芸術を追究・錬磨し、自己を磨き、高める場とする。
- (2) 各人の持つ能力や長所を発揮して体力や技術を取得し、感性・情緒を高め、生活を豊かにする場とする。
- (3) 指導者の適切な指導を受け、練習や研究・製作を工夫し、協力し合って進めることを通して、自主性や創造性を高める場とする。
- (4) 楽しい中にも規律ある集団生活を通して、個人と集団との好ましい在り方を学び、より望ましい人間関係を築こうとする態度を養う場とする。
- (5) 競技会、発表会、コンクール等の対外試合・諸経験を通して、学校を代表して活動できる資質を養う場とする。

## 本校の運営方針

### 1 部活動と活動時間

- (1) 原則、朝部活は行わない（自主練習も同様）。
  - ・ただし、中体連・中吹連が主催する大会（学校教育活動として認める大会・練習会等も含む）の1ヶ月前からの朝部活は認める。
  - ・美術部と野外練習となるサッカーについては、冬期に期間を限定して朝部活を認める。（以上、学校長の許可を得ること）
- (2) 平日の練習時間は、2時間程度までとする。
  - ・部活動下校時刻は、現行通りとする。
  - ・ただし、大会1ヶ月前の延長部活は認める。（学校長の許可を得ること）
  - ・＊朝部活と一般下校後から部活下校まで行う活動は「部活動」である。
- (3) 土日の練習時間は、土日のどちらか半日とする。
  - ・中体連・中吹連の大会の1ヶ月前から土日両日部活動を行うことができる。
  - ・ただし、その場合には、その次の週に通常定められている部活動を行わない日（原則水曜日）とは別に1日休養日を設ける。
  - ・中体連・中吹連主催の練習試合や講習会がある場合は、土日どちらか1日の部活動を行うことができる。
- (4) 連休や長期休業中の部活動は、原則として日数は休業日の半分以上、時間は3時間以内とする。

### 2 スポーツ少年団活動

- (1) 今後の少子化に伴う部活動の減少を見据えて、中学校の部活動は任意に高山村体育協会のスポーツ少年団に所属することができる（学校長への報告義務）。
  - ・所属する場合は4原則（規則の制定、学校職員以外の者が責任者、保険加入、任意加入）を遵守する。
- (2) 平日にいったん帰宅後に活動を行う場合は、スポーツ少年団活動とする。その場合も1の（2）の時間を厳守する。
  - ・任意加入であるので、強制的な参加にならないように配慮する。
- (3) 土日に行われる中体連・中吹連関係（学校が認める教育活動も含む）以外の大会・講習会参加はスポーツ少年団として参加する。
  - ・ただし、部活動とスポーツ少年団の活動が土日両日にならないよう配慮する。どうしても両日になった場合は、決まりに従い次週に休養日を設定する。
- (4) スポーツ少年団の指導者は、各団の責任者が依頼し、学校長の許可を得る。

## 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた取組

- ①高山村スポーツ・文化活動運営委員会で、今後のスポーツ・文化芸術活動の在り方等を協議する。
- ②部活動指導員（女子バレー部、サッカー部、吹奏楽部）や外部指導者（男女バスケットボール部）の活用、教職員との役割を分担する。
- ③高山村スポーツ少年団（バドミントン、シニア、剣道、スキー、バスケットボール）など、地域のスポーツクラブとの連携を図る。
- ④合同部活動の継続的な実施。（サッカー部）